

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」 アドバイザリー委員会の設置について

令和5年7月24日
令和6年5月22日改定
文部科学省科学技術・学術政策局

1 目的

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業においては、科学技術イノベーション政策に関して、客観的根拠（エビデンス）に基づいた合理的なプロセスによる政策形成を実現するため、「政策のための科学」の深化、客観的根拠に基づく政策形成の実現に向けた「政策形成プロセス」の進化及び関連する学際的学問分野の開拓を目指している。

この事業を実施するに当たり、事業の方向性の検討等を行うため、以下の要領にて運営される科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」アドバイザリー委員会（以下「アドバイザリー委員会」という。）を設置する。

2 検討事項

- ① 「政策のための科学」と「政策形成」の共進化の方向性や方法論
- ② 海外の類似の取組等を踏まえた日本の取組の在り方
- ③ 事業の推進による中長期的な将来像
- ④ その他必要な事項

3 アドバイザリー委員会の構成及び運営

- ① 委員会を構成する委員は別紙のとおりとする。
- ② 委員会には主査を置き、当該委員会に属する委員の互選により選任する。
- ③ 主査は、当該委員会の事務を掌理する。
- ④ 委員会の定足数は、委員会を構成する委員数の過半数とし、議決は出席委員の過半数により決するものとする。
- ⑤ 必要に応じて別紙以外の者から意見を求めることができるものとする。
- ⑥ 委員会には分科会を設置することができる。
- ⑦ アドバイザリー委員会の議事や会議資料は、大学や民間企業の個別の利害に直結する事項など、アドバイザリー委員会において非公開とすることが適当であると認める場合を除き、原則公開とする。
- ⑧ アドバイザリー委員会の議事録については、アドバイザリー委員会の出席者の了解を得た上で公開する（但し、上記により非公開となった議事を除く。）。
- ⑨ その他アドバイザリー委員会の運営に関する事項は、必要に応じてアドバイザリー委員会に諮って定める。

4. 設置期間

令和5年8月1日から令和8年3月31日までとする。

5. その他

アドバイザリー委員会に関する庶務は、科学技術・学術政策局研究開発戦略課が処理する。

(別紙)

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」

アドバイザリー委員会 委員名簿

令和6年5月時点

有信 瞳弘 広島県公立大学法人歴啓大学学長

伊地知 寛博 成城大学大学院社会イノベーション研究科長・教授

奥和田 久美 内閣府日本学術會議事務局 上席学術調査員

狩野 光伸 岡山大学副理事・副学長・学術研究院ヘルスシステム統合科学学域教授

小寺 秀俊 京都大学名誉教授

小林 信一 広島大学高等教育研究開発センター長・特任教授

田辺 孝二 東京工業大学名誉教授

長岡 貞男 経済産業研究所 プログラム・ディレクター（ファカルティー・フェロー）

吉本 陽子 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社産業創発部主席研究員

(敬称略、五十音順)